

## 文教常任委員会

1 開 議 平成27年6月23日(火) 午前10時00分

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 陳情第5号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情、意見書採択の陳情書

日程第2 陳情第6号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情

日程第3 陳情第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情

日程第4 陳情第8号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情

## 文教常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	高木雄大	出席
委員	滝田一郎	出席
	篠崎博	出席
	引地達雄	出席
	中川雅之	出席
事務局	佐藤崇之	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） ただいま出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎陳情第5号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、陳情第5号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情を議題といたします。

事務局より他市の状況を報告させます。

事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 他市の状況を報告いたします。

まず、4件の陳情とも未提出の市が宇都宮市、足利市、鹿沼市、日光市、下野市です。提出がありましたうち、9月定例会にかける予定の市は、栃木市、小山市、真岡市になります。

今回の定例会にかかっていますのは、本市と矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市の5市になります。

それでは、陳情第5号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情について、他市の状況を報告いたします。県内13市中、本市を含め5市が今回の定例会で審査をしております。まず、採択としたのは那須塩原市の1市のみです。継続審査になったのが、矢板市、さくら市、那須烏山市の3市になります。

継続審査の理由としては、平成25年に類似案件があり、そのときに不採択の採決としたため、当時の不採択の経過と今回の陳情内容をあわせて調査するため、継続審査としたとのことでした。

以上であります。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、委員の皆様から陳情内容についてのご意見を頂戴したいと思いますので、何かございますか。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 陳情趣旨のところの最初に、小中校で30人学級の実現というふうに表記してあるのですが、従来35人以下学級という議論というのはあったかと思うのですが、この30人学級というのは、今まで議論というのはあったのか、ちょっと私理解不足なのですが、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 滝田委員、説明不足で済みませんでした。今、委員の皆様のお手元にあります資料は、前回平成25年に提出された陳情になります。前回この2件の陳情が提出されまして、不採択という結果になっております。平成25年ですね。その2件の陳情の写しと、それと議会だよりで結果を掲載した

ものが、その後ろにある資料になります。今回の陳情はタブレット端末の中ですので資料の配布はありません。申しわけありませんでした。

○委員長（高瀬重嗣君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） そうすると、前回不採択は30人で不採択ということで、今回は新たに35人で陳情が来たという理解になるわけですね。

○事務局（佐藤崇之君） そうです。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかにございませんか。

引地委員。

○委員（引地達雄君） これは県のほうの動きはどうなっているのですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 県のほうでは、平成26年12月に少人数学級の堅持を求める意見書（案）、これを栃木県議会として内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆参両院議長に提出をしております。これは実際には全学年が35人以下学級ということではないようなのですけれども、少人数学級のさらなる拡大ができるよう教育予算の拡充を強く要望するというような内容で出しております。

以上です。

（「わかりました」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 付け加えさせていただきます。今回の陳情について、県のほうにも同じ陳情が提出されておりますが、すでに県議会として意見書を提出したということもありまして、県議会のほうでは、今回の35人以下の学級については不採択ということにしたようです。

（「採択」と言う人あり）

○事務局（佐藤崇之君） 不採択です。もう既に国に意見書を提出しているので、県議会のほうでは不採択ということに今回はなったようです。

○委員長（高瀬重嗣君） 財務省が35人学級だって、実際に教育的な効果があるのか実証してみろ、実証できないと40人に戻すぞという圧力をかけたときに、たしか県議会がやったものだと思うのですけれども。

ほかに意見はございますか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） この陳情の内容の中で、国のほう、鋭意努力しながら実現に向けてという形で書いていながら、また大田原市自体もある程度35人以下の部分、状態でほとんど進んでいるような状況であるので、内容的には特段問題はないとは思うのですよね。実際的に国に意見書を出しても、国が努力して、これから進めていこうというふうにしているのです、その辺で、私としては何ら問題はない内容なのかなと思う部分もあるのですが、その辺で国のほうの2月の段階で、こういう形で資料が出ているのであれば、ある程度、国の動向を見ながらという考えもあるかもしれないのですが、内容的には、特段問題はないのかなという思いがあるので、その辺の、実際的に意見書を出して、国の動向を出す方がいいのか、それとも国の動向を見て、実際的には継続していく方がいいのかという、ある程度2つに分かれる部分というのはよくあるのではないかなとは思いますが、不採択というのは考えなくていいのかなと思う部分が

あるのですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 今、中川委員から、具体的な内容については問題ないと。不採択という選択はないのではないかという話がありましたが、それに関しては、皆さんご意見は。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 一誠会でも、このことに関しまして、ちょっと討議したのですが、反対する理由というのは、今、中川委員さんがおっしゃったようにないのではないかという、そういうちょっと乱暴な発言なのですけれども、そういう議論にはなっていました。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに。

よろしいでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見がないようでありますので、審査を終わります。

続きまして、陳情第5号について、採決をするのか、継続審査とするのか、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 継続で、ほかの県内の、矢板市であるとか、さくら市であるとか、那須烏山市であるとかという、その委員会の中では、やはり国の動向が、こういう状況なので、ある程度様子を見ながらの継続という考え方で継続というのが、やはり多いのでしょうかね。

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 先ほども説明いたしましたが、ほかの市でも、前回平成25年に出された陳情を不採択にしているということがありまして、30人以下学級で不採択としたので、今回の陳情が35人となりましたが、よく調査しないとということで、継続審査になっています。

それと、追加で説明させていただきますと、本市の状況を言いますと、小学校の1年生、2年生についてと、それと中学生は1、2、3年生が35人学級になっております。3年生から6年生については40人学級ということになっておりますけれども、実際には40人ぴったりというところは、現在は恐らく無かったと記憶しております。市内で一番人数が多くて複数の学級になるのは、西原小などの問題だけだと思いますので、本市の状況としては、そんな状況です。

○委員長（高瀬重嗣君） よろしいでしょうか、中川委員。採択するのか、継続審査にするのかという意見をよろしくお願いします。

ほかにありませんか。

引地委員。

○委員（引地達雄君） 事務局が言ったように西原だけだと思うね。大小も80人ぐらいだからね、1学年。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） ぎりぎり3クラス。

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○委員（引地達雄君） 紫小は。

○委員長（高瀬重嗣君） 篠崎委員。

- 委員（篠崎 博君） 紫小は2クラス。
- 委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。
- 委員（引地達雄君） 何人で。
- 委員長（高瀬重嗣君） 篠崎委員。
- 委員（篠崎 博君） 大体30人から35人の間。
- 委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。
- 委員（引地達雄君） 大小と同じだね。逆に今度は在のほうにいてしまうと、10人から20人、対象にならない。
- 委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。
- 委員（中川雅之君） 統廃合みたいな形の考えになっていってしまうからね。
- 委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。
- 委員（引地達雄君） 奥沢小、金丸小なんかは20人いないですからね。宇田川もいないし……。
- 委員長（高瀬重嗣君） 篠崎委員。
- 委員（篠崎 博君） 複式のところもあるからね。
- 委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。
- 委員（引地達雄君） 西原小学校だけなのです。
- 委員長（高瀬重嗣君） 篠崎委員。
- 委員（篠崎 博君） 西原小学校だけなのだよ。
- 委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。
- 委員（引地達雄君） 大田原市に関しては……。
- 委員長（高瀬重嗣君） 大小も危ないのですかね、80人ぐらいだと……。
- 委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。
- 委員（引地達雄君） 3クラスです。80人台はね……。
- 委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。
- 委員（中川雅之君） ぎりぎり2クラスか、3クラスにするかというのは、やはりそこで悩む。
- 委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。
- 委員（引地達雄君） 90人だから……。
- 委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。
- 委員（中川雅之君） そうそう、悩むような形になってしまうんだよ。
- 委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。
- 委員（引地達雄君） 45人になってしまうからね。
- 委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。
- 委員（中川雅之君） そう。だから、3クラスには足りない。
- （「いいですか」と言う人あり）
- 委員長（高瀬重嗣君） 篠崎委員。
- 委員（篠崎 博君） 大小は、今度は学区外編制があるので、若干ふえると。それで、紫小はそんなにふ

えないのだよね。大小については、西原小学校から……

(「1クラスぐらい」というものあり)

○委員(篠崎 博君) 1クラスとまではいかないけれども、大体1学年15人から20人弱なのだけれどもね。

○委員長(高瀬重嗣君) 中川委員。

○委員(中川雅之君) その関連なのですからけれども、今度新しくできる校舎は、それも見越しての、やはり教室数を、ちょっと大小は多くしようという、余談ですけれども、そんな……。

○委員長(高瀬重嗣君) 引地委員。

○委員(引地達雄君) それはクラスがふえるのを見越して……。

○委員長(高瀬重嗣君) 中川委員。

○委員(中川雅之君) エリアを少し、そういう話もあるので、まだ決定ではないのだけれども、それも見越して少しふやすと、余裕を持って……。

○委員長(高瀬重嗣君) 滝田委員。

○委員(滝田一郎君) 私は、これは採択すべきだというふうに考えます。というのは、県のほうでも今回は見送っているけれども、以前に採択しているという話ではなかったのですか、県のほうは……。

(「意見書を出したんだ」というものあり)

○委員(滝田一郎君) 意見書は出ているということね。だから、趣旨は県議会も、そういう趣旨なのですよ。だから、不採択にしたんですかね。

(「出さないのでしょうか」というものあり)

○委員(滝田一郎君) 継続。

(「不採択でしょう」というものあり)

○委員(滝田一郎君) だから、不採択ね。大田原市議会は、継続にする意味は薄いような気がするのです。採択でいいのではないかと思うのです。

○委員長(高瀬重嗣君) ほかに。採択するのか、継続審査にするのかという意見で……。

中川委員。

○委員(中川雅之君) ただ、私は継続という考え方なんですけど、ただこの内容的には、何かちょっとひっかかる部分がありまして、子供のための学級なのか、教職員が減らされるからという、何かその辺がちょっと変にひっかかる部分が、やはりあるので、その辺を含めても、継続にしておいて、ちょっと様子を見てもいいのかなと思う部分。だから、変に教職員が自然に減らされていくのをとめるために、何だか早く35人にして、何とか定数だけを保とうみたいな、何かそういう変な意向みたいなものも見え隠れしている部分もなきにしもあらずみたいなところがあるので、継続してもいいのかななんて思う部分もあるのですが。

○委員長(高瀬重嗣君) ただいま滝田委員からは採択をすべきだと、してもいいのではないかと。それから、中川委員からは継続して、もうちょっと経過を見たほうがいいのではないかとという意見が出ましたが、ほかの委員の皆様は。何かございますでしょうか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) それでは、ほかに意見がないようでありますので、お諮りいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、陳情第5号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情につきまして、継続審査とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○委員長（高瀬重嗣君） 挙手多数であります。

よって、陳情第5号については、継続審査となりましたので、引き続き継続して調査を行い、9月定例会で委員会を開催し、再度審査いたします。

#### ◎陳情第6号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情

○委員長（高瀬重嗣君） 続きまして、日程第2、陳情第6号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情を議題といたします。

事務局より他市の状況を報告させます。

事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 陳情第6号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情について、他市の状況を報告いたします。

この陳情に関しても、本市を含め5市が今回の定例会で審査をしております。この陳情に関しましては、継続審査としたのが4市です。これは陳情内容をよく調査し、市の実態と陳情内容が合致するかなど、調査する機会を設けたい等のことから継続審査としたとのことです。

以上であります。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、委員の皆様から陳情内容についてのご意見を頂戴したいと思いますので、何かございますか。

この地域ですと、他市にはありませんが、近いところに那須特別支援学校があるわけですが、皆様のほうから、その那須特別支援学校等の現状を見ながら、この陳情第6号についてご意見を頂戴したいと思います。中川委員。

○委員（中川雅之君） この陳情内容で、私どもやはりこういった特別支援学校というのは、調査した経験がないので、実際に那須塩原市にあり、大田原市に近いわけですが、なかなか実際に見る機会もないので、ちょうどいい機会なので、実際に現地調査を行い、趣旨的ものはわかりますので、内容等を調査しながら、慎重にやっていくことが、やはり必要なのかなとは思っています。

○委員長（高瀬重嗣君） ただいま中川委員から内容を調査して、陳情内容を見たほうがいいのかという意見がありましたが、ほかの委員の皆様。

（何事か言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、続きまして、陳情第6号について採決するのか、継続審査とするのか、今、引地委員からも意見が出ておりますが、皆様からご意見を頂戴したいと思います。

高木委員。

○委員（高木雄大君） 私どもも特別支援学校は、どういう状況かというのは、まだわからない状況なので、調べてみないとわからないところがございまして、継続審査のほうがいいかなと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） ただいま中川委員、引地委員、高木委員から継続審査というご意見が出ておりますが、それでは、その他に意見がありますか。

（何事か言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、ほかに意見はないようでありますので、お諮りいたします。

陳情第6号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情につきまして、採決とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

○委員長（高瀬重嗣君） 挙手ございません。

よって、陳情第6号 特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める陳情につきましては、継続審査とすることに決しました。

陳情第6号について、継続審査となりましたので、引き続き継続して調査を行い、9月定例会で委員会を開催し、再度調査いたします。

また、この間、9月の委員会までの期間を利用して、那須特別支援学校等の現地の調査を考えたいと思いますので、皆様のご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

◎陳情第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を  
求める陳情

○委員長（高瀬重嗣君） 続きまして、日程第3、陳情第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情を議題といたします。

事務局より他市の状況を報告させます。

事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 陳情第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情について、他市の状況を報告いたします。

この陳情に関しても、本市を含め5市が今回の定例会で審査をしております。まず、不採択としたのは那須塩原市議会の1市のみです。継続審査となったのが、矢板市、さくら市、那須烏山市の3市になります。不採択の理由としては、所得制限によって低所得者の授業料に充てるため、就学支援金を支給することにより、高等学校等の教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均衡に寄与している現行制度を継続すべきとの理由から不採択としたとのことです。

継続審査の理由としては、平成25年度に類似案件があり、そのときに不採択の採決となったため、当時の不採択の経過と今回の陳情内容をあわせて調査するため、継続審査としたとのことです。

以上であります。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、委員の皆様から陳情内容についてのご意見を頂戴したいと思います。

何かございますか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） これは昨年からという形で、導入は済んでいるのですけれども、昨年の、その奨学

金自体の対象者が、あるときは新1年生から導入という形だったのですよね。現行の2年生、3年生は旧来どおりという形で、何か進んでいた部分があったのですけれども、今回は2年目ということで、多分今の3年生あたりが対象にならないという形なのですが、来年以降になると、全ての高校生が多分対象になってくる部分もあって、また新型を取り入れる部分においては、所得制限をつくることによって、そのお金をそっちに回すことという形で考えられた部分があるので、その辺では現行でもいいのかと思う部分もあるのですが、ちょっとクエスチョンは、その給付型の使い道だと思うのですが、現行の無償化のやつは、学校にお金が直接入っての無償化だったのですが、給付型は個人の預金通帳というか、本人にお金が入って、教育的には、実際的には何に使っても構わないと。実際にお金は入るだけであって、そのお金は、実際的には何に使っても構わないというような、そういうふうな制度自体も、ちょっとあやふやな部分もあるので、その辺でも非常に私としては、その使い道も含めて、何か考えなくてはならないのではないかと考えていた部分もあるので、どうでしょうかね。申しわけないのですけれども、今のこの内容的については、もう一回調査する必要はあるのかなと、みんなには申しわけないのですが、大変だとは思いますが、ちょっとその辺の使い道も含めて、もう一度調査する必要もあるのではないかなと思っている部分があります。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかの皆さんのご意見は。

引地委員。

○委員（引地達雄君） 平成25年のとき継続になっているのだけれども、継続の後は。

○委員長（高瀬重嗣君） 2年前の。

○委員（引地達雄君） はい。

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局、2年前の同様の陳情についての経緯、継続した結果、どうなったかというの。

○委員（引地達雄君） 継続になっているのだけれども、採択したのかな。

（何事か言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 前回の結果としましては、お手元に平成25年11月1日の大田原市の議会だよりの最後のところに、結果は不採択ということなのですが……。

○委員（引地達雄君） わかりました。

○事務局（佐藤崇之君） 前回の委員会の審査結果を議会だよりのほうで簡単に報告した内容については、本陳情については、高校無償化における授業料に対する国の公費負担の中で、学校教育に含まれる経費について、全て国庫負担で賄うことは、教育に関する費用負担の限りない広がりを感じさせるものであり、国の予算にも限りがある。また、扶養控除の見直しを経て、市町村民税所得割額による高校等就学支援金の加算判定に影響が生じたことから、制度改正も行い、平成24年7月以降分から1.5倍加算の基準を保護者等の扶養親族の数に応じた基準としたことから、この制度の検証すべき時期も必要ではないかとの意見が出されました。採決においては、不採択を求めることについて採決し、その結果、全会一致で不採択となりましたということで、前回については、教育費に関する費用負担というのは、全ての費用だったのですが……。

簡単に言ってしまいますと、ノートとか、鉛筆とか、そういうものまで国の負担の中でやっていくということでしたが、それでは、かなりの費用負担になり限りなくなってしまうということで、不採択の方向にいきました。

それと、就学支援金についてですけれども、貧困世帯に対して就学支援金を出して、均衡を図ろうという、この当時はやっていたということなのですけれども、現在に関しても、現在の制度としましては、所得が910万円以上の方から授業料を徴収して、910万円以下の方の授業料を無償化にするということで、所得のある人からは取って、ない人からは取らないということで、均衡を図ろうというのが現制度になっております。

○委員長（高瀬重嗣君） ただいま事務局から説明がありました。前回2年前の陳情につきましては、要するに教育費、教育にかかる全ての費用を無償化にするという趣旨の陳情がございました。今回は、陳情の趣旨にございますが、高等学校等就学支援金への所得制限をやめて、高校無償化を復活すること、奨学給付金を拡充して、高校生への給付制奨学金を確立することという2点についての趣旨があります。この点について皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

現行の910万円以上の所得のある世帯から授業料は取ると。それを財源にして910万円以下を無償化する。全面的な無償化ではないという状況、これを高校無償化を復活せよということなのですが、皆様のご意見を。

篠崎委員、いかがですか。

○委員（篠崎 博君） やはり今までどおりの、私はあれだね、制度でやった方がいいと思うので、この無償化は、ちょっと問題になるのではないかなと思うね。

○委員長（高瀬重嗣君） 篠崎委員から現行の制度がいいのではないかというご意見がありましたが、ほかの皆さんは。

滝田委員、いかがですか。

○委員（滝田一郎君） 私も基本的には現行でいいのではないかと思います。ただちょっとひっかかるのは、所得制限の910万円という部分、これが現状に合っているのかどうか、本当に想像としては、本当に微々たる人だけが有償になっていて、大半の人は無償化になっているのではないかと思うのですね。

○委員長（高瀬重嗣君） つまり、実質的に無償化が進んでいるという意味なのか、それとも微々たる人のために全面的に無償化にすべきなのか。

○委員（滝田一郎君） そこまでは必要ないのではないかというね。

○委員長（高瀬重嗣君） そうすると、篠崎委員の意見と……

○委員（滝田一郎君） 一緒です。

○委員長（高瀬重嗣君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 後で私個人で勉強したいと思っていますけれども、910万円の人ほどのぐらゐの比率でいるか。

○委員長（高瀬重嗣君） 高木委員は。

○委員（高木雄大君） 私もそのまま所得制限910万円以上でいいとは思いますが、ただ高校無償化、必要だとは思いますが、今のところ、ちょっと中川委員からもあったようにいろいろな問題が出

てくるのかなというふうには思います。なので、私は継続審査がいいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○委員（引地達雄君） 口座へ振り込まれて、教育費なら何でもいいということでしょう。

○委員長（高瀬重嗣君） 実際には、要するに給付制奨学金だと給付をされますので。

引地委員。

○委員（引地達雄君） 給付されてしまうというのは、滞納しても、違うほうへ回ってしまうということもあるわけ。

○委員長（高瀬重嗣君） 可能性としてはあるでしょうね。

引地委員。

○委員（引地達雄君） 可能性としてはあるわけですよ。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 何に使ったって構わない。

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○委員（引地達雄君） 払わない人もね。入ってしまうということだ、口座へ。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 前のやつだと学校へ直接支払うから、完全に無償化という形だけれども、今度は個人の通帳に振り込まれるので、それは何に实际的に使われるかは、实际的なその金額は払わなくてはならないのだけれども、その辺……。

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○委員（引地達雄君） そこら辺は難しいところだな。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 難しいところかなと思う。

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○委員（引地達雄君） さっき滝田委員が言ったように910万円というラインがどこから来ているのか、どこら辺のクラス。

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局ではわかりませんよね、910万円の。

○委員長（高瀬重嗣君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 世帯年収って書いてあるのですよね。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 多分非課税になる、所得の非課税になる額が多分910万円なのだよ。そういうある程度の基準的なものがあるのかなと。

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局。

○事務局（佐藤崇之君） インターネットに掲載してあるのは、なぜ所得制限を、世帯年収のラインを910万円にしたのかということが書いてありますので朗読いたします。所得制限の対象を全体の2割程度にするというのと、都道府県が実施する授業料免除制度のうち最も手厚い京都府の支給対象を上回る額にするというのと、私立高校への対象を中間所得層まで拡大するというので、実際に高校生全体の22%が高校の

授業料無償化の対象から外れたということで、無償化だった方が当初からすると22%の方が今度は有償になりましたということなのですから、ちなみに910万円ではなくても、市町村民税所得割額が30万4200円以上の課税額に世帯がなりますと無償化ではなくなってしまいます。

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○委員（引地達雄君） 910万円なくても払うようになってしまうのだ。

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 課税額によっても支払いしなくてはならないので、所得が910万円以下でも課税額が限度を超えてしまうと払うようになってしまいます。

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○委員（引地達雄君） 22%に入っているのだ。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） これは市町村によって違うのでしょうか。最終的には市町村の考え方によってということなのかな。でも、高校の場合は、いろいろな市町村から来るから、その辺はどうなのかな。済みませんね。

○委員長（高瀬重嗣君） 事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 無償化については、国の方で決めてますので、市町村によって違うということはなく、全部同じだと思います。また、地方税法の中で市町村民税が決まっていますが、市町村によって税率を代えることができますので、税率が変更されない限りは同じになっていくと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 要するに高校無償化と奨学給付金がちょっと混同してしまったかなと思うのですが、ほかに意見がないようでありますので、それではお諮りいたします。

採決をするのか、継続審査をするのかという意見を皆さんから頂戴しておりますが、もう一度、採決したほうがいいのか、継続審査をしたほうがいいのかというのを、ある程度意見がある方はいらっしゃいますか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 先ほどちょっと議論の中で、意見の中でも22%の方が無償化にならないということで、実際的にはある程度無償化とか、給付型にしても、やはりある程度一律であったほうが、私としてはいいのかなと思う部分もあるので、できれば旧制度の方がいいのかなと、一律で平等に対象になるぐらいのほうがいいのかなと思う部分もあるから、私としては、ある程度旧制度の中でやっていくところから、不採択でもいいのかなと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） その一律というのは、現行の22%からは学費を取るということですよ。

中川委員。

○委員（中川雅之君） ではなくて、現行だと22%ですね。だから、旧制度のまま……。これは22%は現在は無償化の対象外ということですよ。

○委員長（高瀬重嗣君） 22%が学費を払うという形で……。それを財源にして給付制奨学金を払う形なので。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 払う形ですね。残りをという形なので、給付型の奨学金制度というのは、逆に今国のほうでもある程度進めてやってきている部分、別に制度を変えなくても、これからそういう形でも、申し込めば、所得とか、応じてという形にはなるかもしれないけれども、徐々に給付型というのは進みつつあるので、そういうのを緩和した中で、やはり現行のままで一律的に無償化した教育環境のほうが私はいと思うので、旧体制のままでいいのかなと思う部分があるので、不採択という形。

○委員長（高瀬重嗣君） この陳情によりますと、まず前段においては、今の高等学校等就学支援金への所得制限をやめて高校無償化を復活する、高校無償化を復活するということは、現行ではなくて……

中川委員。

○委員（中川雅之君） 現行ではなくて逆、採択でいいという、はい。

○委員長（高瀬重嗣君） 奨学給付金を拡充して高校生の……

中川委員。

○委員（中川雅之君） 採択ではなくて、逆です。済みません。採択でもいいのかなと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかの皆様のご意見はいかがでしょうか。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 私は、去年とことし、この所得制限ができたわけです、2年ね。ということなので、現行ですね、この2年やってきたことを継続でやるということで、不採択ということではないかと考えます。

○委員長（高瀬重嗣君） 他の委員の皆さんはいかがでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見がないようでありますので、お諮りいたします。

陳情第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情につきまして、採決とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、陳情第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情につきまして、採択とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

（挙手少数）

○委員長（高瀬重嗣君） 少数であります。

よって、陳情第7号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情については、不採択とすることに決しました。

#### ◎陳情第8号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情

○委員長（高瀬重嗣君） 続きまして、日程第4、陳情第8号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情を議題といたします。

事務局より他市の状況を報告させます。

事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 陳情第8号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情について、他市の状況を報告いたします。

まず、不採択となったのは、那須塩原市議会の1市のみです。継続審査になったのが矢板市、さくら市、那須烏山市の3市になります。

不採択の理由としては、給付制奨学金は、無料で高校に行けるようになり、学習意欲がそがれるのではないかなどの理由から不採択としたとのこと。

継続審査の理由としては、平成25年に類似案件があり、そのときに不採択の採決となったため、当時の不採択の経過と今回の陳情内容を調査するため、継続審査としたとのこと。

以上であります。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、委員の皆様から陳情内容についてのご意見を頂戴したいと思います。

何かございますか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） この大学生に対する給付制奨学金制度ということでございますが、大田原市のほうでも新たに大学生に対しても厳しい審査であるけれども、ある程度奨学金に対しての前向きな考え方もあるので、私としては賛成したいとは思っています。

あとは、内容的に不採択で、先ほどの事務局の話にあったように、誰でもという感じになると、その辺が厳しい部分もあるので、審査内容であるとか、そういう部分においては、やはりきちっと書いてないので、ある程度その辺を含めて内容的なもの、基準的なものが相当厳しい部分があったりするのかな、その辺も今後調査する必要もあるのかなというふうに、その2種類で私は今考えてはいます。済みません。何か答えになったか、質問になったかわからない。不採択にはしたくないという感じではあるのですが。

○委員長（高瀬重嗣君） この陳情の理由を良くご覧いただければと思います。

ほかに委員の皆さんからありませんか。

引地委員。

○委員（引地達雄君） やはりもう少し調べてからでいいのではないですか。給付型にしても、この文書によると職がないから給付型にするように書いてあるけれども、返さなくていいのも困るしね。

○委員長（高瀬重嗣君） この陳情の理由によると、理由の5行目でしょうか、大卒で正規の職に就いても5割が3年で退職し、一旦正規から非正規になると、再び正規に戻る保障はなく、「結婚ができない」「結婚しても子どもを産み育てる自信がない」という若者が増えて深刻な社会問題となっていますというところが、給付制奨学金の設立に結びつくのかどうかというのは。

○委員（引地達雄君） 結びつかない。逆だと思っただよ。

○委員長（高瀬重嗣君） この5割が3年で退職しという問題を何か解決する方法ならいいのですけれども、これが給付制の奨学金の理由になっているのが、一応返すのが前提でないかと……。

引地委員。

○委員（引地達雄君） 返すことによって我慢というのにも必要になってくると思うのだよな。

○委員長（高瀬重嗣君） 確かに給付制だと……。

引地委員。

○委員（引地達雄君） 文書から見ると、どんどん、どんどん、みんな無償で、5年をもたないで3年でやめて返せなくなる可能性もあるのではないかと思うのですけれども、こういう文書から受けるとね。

（「委員長、よろしいですか」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 今、給付型というを、やはりなぜ創設したかという大田原市もそうなのですけれども、やはり貧困家庭で、能力があっても、やはり大学に行くのには相当なお金がかかる。やはりその部分で大田原市としての、これから一生懸命、社会に出て市をよくしたいとか、国をよくするために頑張れるような人材とか、未来に対しての財産的な人材を、やはり育てていこうという考え方のもとで、やはり奨学金という制度をつくった部分もあるので、その辺で、先ほどこの内容的には、そういう部分が余り見えてこないというか、変な抽象的な内容になっている部分もあるので、その辺を少し検討する必要は、やはりあるのかなと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） やはり今、引地委員もお話ししましたように、この理由というのが、やはり社会問題を理由にして給付型奨学金というのは、ちょっとどうなのかなど。やはり高い志を持って、国費であれば国に役立つというか、日本にとっても役立つ人材育成、高い志を持った人という、そういう部分での、本当に枠が狭くても、そういう方への奨学金というか、社会問題化している人たち、対象までの、その対応、奨学金というのは財源的にもちょっと現実的にもたないのではないかという気もしたりしまして、もう少し調査して、過去に教員になったら減免される奨学金があったり、あるいは一部では国家公務員になる、防衛大に行くとか、防衛医科大学に行くとか、その道で、多少流れは違うのだけれども、そういう医師を志すだとか、そういう分野で特出した、あるいは昔だったら東電学園に行くとか、そういう道も以前はあったので、もう少し社会問題というではなくて、人材育成という観点から、少し継続でやったほうがいいのではないかと思うのですね。調査する必要があると。

○委員長（高瀬重嗣君） 貸与制奨学金に関しても有利子と無利子があるわけですよ。多分有利子ですと、利子の額が莫大にかかってしまう、これは大変なことになってしまいますから、その分もここに入っているのですが、さて、その他委員の皆様のご意見は。

篠崎委員、いかがでしょうか。

○委員（篠崎 博君） 給付制奨学金の制度をつくるということなのだけれども、ただこの制度の流れで、やはりある程度厳しいランクづけというか、そういうのがつくのならばいいけれども、ただ単に誰もが対象になるというふうな制度では、ちょっと問題になるのではないかなと思うのだよね。ですから、後で社会人になってから云々ではなくて、やはり教育を受けるときの制度、やはり貧困の家庭とか、あるいはさっき滝田委員が言ったように卒業してから社会的に貢献するとか、そういう後づけまで保障というか、約束されていれば、こういう給付制奨学金もいいと思うのだけれども、問題は制度だと思うね。そこらがちょっと問題になると思うのですが。

○委員長（高瀬重嗣君） どのような制度をつくらなくてはいけないか。というところですね。

（「そうですね。」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 高木委員。

○委員（高木雄大君） 今言った、大学を卒業して借金が残って、これはちょっとつらい社会人生活を送っている方も確かにいます。ですが、今の篠崎委員からあったように、全部が全部給付制奨学金ではなくて、今の奨学金制度を変えていったらいいのではないかと。それで、その対象によって基準を作って支給していけばいいのではないかと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 委員の皆様の意見を聞いていると、もうちょっと調査したほうがいいのかという感じもいたしますが、それでは継続審査ということで、日程第4、陳情第8号「大学生への給付制奨学金創設」を求める陳情につきまして、採決するか、継続審査、採決することに賛成する委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

○委員長（高瀬重嗣君） このことについては、継続審査とすることに決しました。

陳情第8号については、継続審査となりましたので、引き続き継続して調査を行い、9月定例会で委員会を開催し、再度審査いたします。

◎散 会

○委員長（高瀬重嗣君） 以上で当委員会に付託された案件の審査は、全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時10分 散会